

令和4年度 保育所等 利用のしおり



も く じ

1. 保育所等の利用にあたって	1
2. 認定の内容	1
3. 教育・保育施設の種類	1
4. 保育所等の利用申込みができる方	2
5. 利用時間	2
6. 保育所等利用までの流れ	3
7. 利用申込みに必要な書類	5
8. 利用者負担額（保育料）	7
9. 育児休業期間中の方へ	8
10. こんなときは必ず届出てください	9
11. 保育所等の利用に関する留意事項	10
12. 認可保育施設一覧	12
認可保育施設以外の保育施設・事業	13

【問い合わせ先】

長与町役場 こども政策課 子育て支援係

住所：〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

TEL：095(883)1111（代）／ 095(801)5886（直通）

FAX：095(883)2061

HP：https://webtown.nagayo.jp/

【長与町保育施設空き状況について】

長与の結婚・子育て応援サイト「大きなーれ、プラス」にて毎月公開しております。
下記QRコードからご覧になれます。



1. 保育所等の利用にあたって

保育所等は、保護者が働いている家庭や、病気等の理由により、家庭において十分な保育を受けられない児童を保育する福祉施設です。

保育所等を利用する場合には、保育の必要性・必要量に応じ、長与町から認定を受ける必要があります。

2. 認定の内容

認可保育所等を利用するためには「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定区分は下記の3つです。保護者の状況やお子さんの年齢に応じて認定区分が設けられています。利用できる施設は、それぞれの認定区分に応じて異なり、保育施設を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となるケース	利用できる施設
1号認定	3～5歳の就学前のお子さんで、教育を希望する場合	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（ <u>教育部分</u> ）
2号認定	3～5歳で、保護者の就労や疾病等により保育所等で保育を希望する場合	保育所 認定こども園（ <u>保育部分</u> ）
3号認定	0～2歳で、保護者の就労や疾病等により保育所等で保育を希望する場合	保育所 認定こども園（ <u>保育部分</u> ）

3. 教育・保育施設の種類

長与町内には、以下の教育・保育施設があります。

施設区分	内 容
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。保護者の就労等条件は問いません。 ・施設型給付を受ける幼稚園（新制度移行園）と私学助成を受ける幼稚園（新制度未移行園）があります。 ・満3歳から5歳児（小学校就学前まで）のお子さんが対象となります。
保育所	・保護者が就労や疾病等の理由により、お子さんの保育ができない場合に、保護者に代わって保育を行う施設です。町から認定を受ける必要があります。 ・0歳児から5歳児（小学校就学前まで）のお子さんが対象となります。
認定こども園	・保育所と幼稚園の両機能をあわせ持ち、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設です。 ・0歳児から5歳児（小学校就学前まで）のお子さんが対象となります。
認可外保育施設	・県の認可を受けていない、保護者に代わって保育を行う施設です。 ・対象年齢は施設によって異なります。

4. 保育所等の利用申込みができる方

小学校就学前のお子さんで、保護者が下記のいずれかの事由により、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。

保育を必要とする事由	事由の内容	保育実施期間	保育の必要量
就労（雇用されている方）	常勤・パート等で月 64 時間以上働いている場合（就労予定を含む）	就労の期間	保育標準時間 又は保育短時間
就労（自営等）	自営業・農業等で月 64 時間以上働いている場合（就労予定を含む）	就労の期間	保育標準時間 又は保育短時間
妊娠・出産	母親が出産の前後である場合	出産予定日を含む、産前産後 6 か月	保育標準時間
保護者の疾病・障害	保護者の心身に病気や障害がある場合 または入院加療が必要である場合	療養の必要がなくなるまで	保育標準時間 又は保育短時間
介護・看護	同居親族または長期入院している親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで	保育標準時間 又は保育短時間
災害復旧	地震・火災・風水害等の災害復旧にあっている場合	復旧が終了するまで	保育標準時間
求職活動	就労する意志があり、求職活動に専念している場合	入所希望月から 3 か月まで	保育短時間
就学	学校や就労を目的とした職業訓練校等に就学している場合	在学期間中	保育標準時間 又は保育短時間
虐待・DV等	虐待やDVのおそれがある場合	必要と認められる期間	保育標準時間

5. 利用時間

保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」の区分に分類されます。

保育の必要量	利用できる時間	保護者の状況（例）
保育標準時間	1 日最大 11 時間	就労時間が月 120 時間以上、妊娠・出産等
保育短時間	1 日最大 8 時間	就労時間が月 120 時間未満、求職活動等

※保育の必要量が「保育標準時間」であっても、「保育短時間」を希望することも可能です。

《保育標準時間》の例

7:00	開所時間	18:00	19:00
保育標準時間（11 時間）			延長 保育

《保育短時間》の例

7:00	8:00	開所時間	16:00	19:00
延長 保育	保育短時間（8 時間）			延長 保育

※ あやめ幼稚園は標準時間が「7:30～18:30」、短時間が「8:30～16:30」です。

※ 延長保育利用については、実施施設で別途料金を定めています。（P12 参照）

6. 保育所等利用までの流れ

はじめに

保育方針や内容、設備、雰囲気などは、保育施設によって違いがあります。利用申込みにあたっては、**必ず事前にお子さまと一緒に施設を見学し、施設の環境、保育内容等を確認してください。**不明な点があれば質問して確かめることがとても重要です。

また、雨天時や緊急の場合も想定した自宅・職場等から施設への送迎ルートや移動手段、移動にかかる時間等も確認しておきましょう。

より良い保育を利用いただくため、実際に自分の目で見て、希望の保育施設を選択してください。

※ 園庭開放日以外の見学は、必ず事前に各保育施設にお問い合わせください。

利用申込みについて

【令和4年4月入所】

受付期間：1次受付 令和3年12月1日（水）～ 令和3年12月28日（火）

2次受付 令和4年 1月4日（火）～ 令和4年 2月28日（月）

※ 1次受付分を利用調整後、2次受付分を利用調整します。

※ 保育を必要とする事由が「求職活動」の場合は、2次受付から申込みができます。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～12：00／13：00～17：00



保育の必要性の認定・利用調整

認定：子どもの年齢、保育を必要とする事由や就労等の時間に応じて認定を行い、保育の必要量を決定します。

利用調整：利用調整基準に基づき、優先度を決定します。優先度の高い順に、保育所等と利用調整を行います。



支給認定証・利用調整結果通知書の発送

発送時期：1次受付 令和4年2月下旬

2次受付 令和4年3月中旬

利用可：「保育所・認定こども園利用決定通知書」を送付します。

決定した保育所等に連絡し、利用開始に備え、手続きをとってください。

利用保留：「保育所等利用調整結果通知書（利用保留通知）」を送付します。

保育所等の利用は待機となります。当該年度中（給付認定の有効期間）は毎月利用調整を行いますので改めて給付認定申請書の提出は必要ありません。

（利用保留通知は初回のみで、それ以降は利用が決定した場合に決定通知書を送付します。）

※「支給認定証」は、原則30日以内に送付することとなっておりますが、4月入所については認定事務が集中し審査等に時間を要することが予想されるため、遅れる場合があります。予めご了承ください。

【令和4年5月以降入所】

受付期間：利用開始希望月の前々月中（末日が土・日・祝の場合は直前の平日）

令和4年 5月入所	令和4年 3月1日（火）	～	令和4年 3月31日（木）
令和4年 6月入所	令和4年 4月1日（金）	～	令和4年 4月28日（木）
令和4年 7月入所	令和4年 5月2日（月）	～	令和4年 5月31日（火）
令和4年 8月入所	令和4年 6月1日（水）	～	令和4年 6月30日（木）
令和4年 9月入所	令和4年 7月1日（金）	～	令和4年 7月29日（金）
令和4年10月入所	令和4年 8月1日（月）	～	令和4年 8月31日（水）
令和4年11月入所	令和4年 9月1日（木）	～	令和4年 9月30日（金）
令和4年12月入所	令和4年10月3日（月）	～	令和4年10月31日（月）
令和5年 1月入所	令和4年11月1日（火）	～	令和4年11月30日（水）
令和5年2・3月入所	令和4年12月1日（木）	～	令和4年12月28日（水）

※ 令和5年3月入所に限り令和4年12月28日（水）まで

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～12：00／13：00～17：00



保育の必要性の認定・利用調整



支給認定証・利用調整結果通知書の発送

発送時期：利用開始希望月の前月中旬

利用可：「保育所・認定こども園利用決定通知書」を送付します。

決定した保育所等に連絡し、利用開始に備え、手続きをとってください。

利用保留：「保育所等利用調整結果通知書（利用保留通知）」を送付します。

保育所等の利用は待機となります。当該年度中（給付認定の有効期間）は毎月利用調整を行いますので改めて給付認定申請書の提出は必要ありません。

（利用保留通知は初回のみで、それ以降は利用が決定した場合に決定通知書を送付します。）

※ **入所日は毎月1日です。**

※ 利用調整は、利用申込み受付の先着順ではありません。保育の必要性に応じた利用調整基準に基づき、優先度の高い順に行います。

※ 利用決定後に利用申込みの取り下げや、利用の辞退とならないよう、利用申込み前に必ずお子さまと一緒に利用希望施設の見学をしてください。

※ 利用が保留となった場合は、利用申込みは給付認定の有効期間内に限り、年度末まで毎月利用調整を行います。各月の利用調整では、施設に空きが出た時点で保育の必要性の高い方から利用を決定します。利用保留期間が長いことで優先されることは一切ありません。また、お待ちになっている方での順位はお問い合わせいただいても回答できませんので、ご了承ください。

7. 利用申込みに必要な書類

保護者の保育を必要とする事由や個々の状況に応じ、提出いただく書類は異なります。

(1) 全ての方が必要な書類

A 給付認定申請書

B 保育を必要とすることを証明する書類（父母それぞれ該当する要件の書類が必要）

保護者等の状況		必要な書類
就労	会社員・公務員・パート等	就労証明書
	自営等	就労申立書 自営業の内容が確認できる書類
妊娠・出産		母子手帳の写し（表紙と分娩予定日が確認できる箇所）
保護者の疾病・障害		診断書または障害者（療育）手帳（※）の写し
介護・看護		介護・看護申立書、スケジュール申告書
災害復旧		り災害証明書等
求職活動		入所申立書 ハローワークの登録証等、求職活動をしていることを証明できる書類
就学		入所申立書 在学証明書（在学期間が確認できるもの）
虐待・DV等		公的機関の証明書等

※ 障害者手帳の提出で、保育の必要性が確認できない場合は、診断書の提出が必要となる場合があります。

※ 18歳以上65歳未満の同居者がいる場合は、上記書類のいずれかをあわせて提出してください。

※ 様式は、長与の結婚・子育て応援サイト「大きくなーれ.プラス」にも掲載しています。

下記QRコードからダウンロードできます。



C 健康状況調査票

お子さまの健康状況に関する設問に回答していただくものです。

より安全な保育のための資料として利用させていただきます。保育以外の目的には利用しませんので、アレルギーなどで制限される食物がある場合や、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合は、できるだけ具体的にご記入ください。

(2) その他の状況に応じて必要な書類

世帯の状況等	必要な書類
すでに保育所等に入所しているきょうだいがいない場合	口座振替納付依頼書 ※銀行印を持参ください
令和3年1月2日以降に海外から長与町に転入された方で、利用開始希望月が令和4年4月～8月	令和3年度（令和2年中）の海外在住中の所得額・控除額等がわかる書類（会社からの給与支払証明書等）
令和4年1月2日以降に海外から長与町に転入された方で、利用開始希望月が令和4年9月～令和5年3月	令和4年度（令和3年中）の海外在住中の所得額・控除額等がわかる書類（会社からの給与支払証明書等）
ひとり親の場合	ひとり親家庭とわかる書類（児童扶養手当証書または戸籍謄本）
同一世帯内に障害のある方がいる場合	障害を証明する書類（障害者手帳等）
別居しているが、保護者と生計が同一の子等がいる場合	別居者の扶養事実申立書・生計を一にしていることがわかる書類（健康保険証の写し等）

【個人番号（マイナンバー）の確認】

個人番号（マイナンバー）法の施行に伴い、保育所等の利用申込みの際、「給付認定申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。申請をされる際、本人確認を行う必要がありますので、申請者の下記書類（1と2両方または個人番号（マイナンバー）カード）をあわせて持参してください。

1. 通知カードまたは住民票の写しなど個人番号が確認できるもの
2. 身元確認書類（下記 a、b のうちいずれか）
 - a. 顔写真付身分証明書 1 点（運転免許証、パスポート等）
 - b. 身分証明書 2 点（健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署発行の書類等）

※ 個人番号（マイナンバー）カード・・・申請により発行される顔写真付きカード
個人番号（マイナンバー）通知カード・・・郵送で各世帯に配布された紙のカード

8. 利用者負担額（保育料）

0歳児～2歳児（満3歳含む）の保育料は、保護者（父母等）の市区町村民税所得割課税額を基に算定します。
 ※市区町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除（調整控除除く）前の金額となります。
 ※毎年9月が保育料の切り替え時期です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度市区町村民税(令和2年中)で算定					令和4年度市区町村民税(令和3年中)で算定						
※市区町村民税の更正を確認した場合は、翌月分から反映します。											

※ 保護者に同居者がおり、保護者の収入がない場合や市区町村民税が課税されていない場合等で、父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、世帯分離に関係なく、同居者の町民税額で決定する場合があります。

＜納入方法＞…口座振替

＜指定金融機関＞…十八親和銀行・長崎銀行・長崎西彼農業協同組合・長崎三菱信用組合・
 たちばな信用金庫・九州労働金庫・ゆうちょ銀行

＜振替日＞…毎月28日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。再振替日は、翌月15日）

※ 認定こども園については、直接施設への支払となります。

【多子世帯の保育料の軽減について】

小学校就学前の範囲において、認可保育所等や幼稚園を同時に利用する最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※算定対象となるお子さんの年齢制限撤廃について

第4階層①以下に該当する世帯は、算定対象となるお子さんの年齢制限が撤廃されます。ただし、ひとり親家庭等の場合、第4階層②以下に該当する世帯は、算定対象となるお子さんの年齢制限が撤廃されます。

階層区分	定義	標準時間			短時間		
		国基準	長与町		国基準	長与町	
		第1子	第1子	第2子	第1子	第1子	第2子
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭等	0	0	0	0	0	0
第3	町民税所得割課税額 48,600 円未満	19,500	15,800	7,900	19,300	14,200	7,100
	ひとり親家庭等	9,000	7,400	0	9,000	6,600	0
第4	①町民税所得割課税額 57,700 円未満	30,000	23,800	11,900	29,600	21,400	10,700
	ひとり親家庭等	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
	②町民税所得割課税額 77,101 円未満	30,000	23,800	11,900	29,600	21,400	10,700
	ひとり親家庭等	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
第5	町民税所得割課税額 169,000 円未満	44,500	41,000	20,500	43,900	36,900	18,400
第6	町民税所得割課税額 301,000 円未満	61,000	54,000	27,000	60,100	48,600	24,300
第7	町民税所得割課税額 397,000 円未満	80,000	60,000	30,000	78,800	54,000	27,000
第8	町民税所得割課税額 397,000 円以上	104,000	68,000	34,000	102,400	61,200	30,600

【保育料の納付について】

保育料の滞納がある場合は、児童手当から差し引くことができるようになっております。児童手当支給時に保育料の滞納がある場合には、児童手当からの徴収を実施しますので、あらかじめご了承ください。

納付忘れには十分ご注意ください。

【幼児教育・保育の無償化について】

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳児～5歳児の保育料は無償となりました。

※延長保育料、通園送迎費、食材料費（給食）、行事費など実費負担はあります。利用決定した施設に直接お支払いとなります。

9. 育児休業期間中の方へ

利用調整における育児休業とは「育児・介護休業法」に基づくものを指します。

育児休業は、お子さんの育児のためにその期間の休業が認められている制度です。

育児休業期間中は、保育を必要とする事由にあたらなため、保育所等の利用申込みはできません。

復職する月から、利用申込みができます。

○育児休業から復職予定で利用申込みをされ、施設の利用が決定された方は、入所月中に復職することが条件となります。（例：4月1日入所の場合は、4月30日までに復職）

復職されたことの確認のため、入所月の翌月末までに「復職証明書」をご提出いただきます。（例：4月1日入所の場合は、5月31日までに提出）

※復職証明書は、復職後に雇用主（事業主）に記入してもらったうえで、ご提出ください。

○育児休業中または育児休業終了後に勤務先を退職（転職含む）した場合や、育児休業を取得した勤務先に復職したことの確認ができない場合は、利用について再協議を行います。協議の結果、退所となる場合がありますので、ご了承ください。

○すでに保育施設を利用中のお子さんについて、下に生まれたお子さんが1歳に達する前の月までの育児休業期間中、保育施設の利用を継続することができます。その場合、育児休業証明書の提出が必要です。**当該期間を超えて育児休業を取得される場合は退所となりますのでご了承ください。**

※育児休業期間中は基本的に家庭で保育ができる状態ですが、お子さんの環境の変化を防ぎ、継続的な保育の提供を行う観点から、すでに保育施設を利用しており、かつ育児休業終了後に職場復帰されることを前提として、保育の必要性が認められています。

10. こんなときは必ず届出てください

退職や転職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他申請内容に変更があった場合は、給付認定の変更が必要です。下表の該当する書類を提出してください。

月の途中で認定区分や保育の必要量の変更があった場合、新しい認定区分、保育の必要量の適用は翌月1日からとなります。

様式は、P5に掲載しているQRコードからダウンロードできます。

【変更手続き締切日】

利用中の方：給付認定等の変更を必要とする開始月の前月20日まで

利用申込み中の方：利用を希望する月の前々月末まで

※締切日が土・日・祝の場合は直前の平日

主な変更内容	提出書類
長与町内で転居した	給付認定内容変更届
離婚や婚姻により世帯構成に変化があった	
保育施設の利用をやめる	退所届
長与町外に転出する ※長与町外に転出後も長与町内の保育施設の利用を継続したい場合は、転出先の市区町村で改めて利用の申込みが必要です。	
2か月を超えて欠席する場合	
退職し、求職活動を行う	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、入所申立書、求職活動をしていることを証明できる書類（ハローワークの登録証等）
勤務先や勤務時間が変わった	就労証明書
妊娠や出産をした	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、母子手帳の写し（表紙と分娩予定日が確認できる箇所）
すでに保育施設を利用しているお子さんについて、育児休業を取得する場合に、保育施設の利用を継続したいとき	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、育児休業証明書
育児休業が終了し仕事に復帰する	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、就労証明書
修正・更正・還付申告により税額が変更になった	こども政策課までご連絡ください
長与町外に居住していた方で、その市町村で課税された市町村民税額に変更があった	該当市町村が発行する住民税課税証明書（控除内容の記載があるもの）
生活保護の開始・廃止が生じた	生活保護の開始・廃止決定通知書
児童や同居者が障害・療育手帳を取得した	障害者（療育）手帳の写し
その他申請内容に変更があったとき	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証 その他変更内容が分かる書類

1 1. 保育所等の利用に関する留意事項

【利用申込みについて】

○利用希望施設については、利用申込み前に必ずお子さまと一緒に見学に行き、十分に検討のうえ、利用する意思のある施設を記入してください。必ずしも第3希望まで記載する必要はありません。

原則として、利用が決定した後の辞退はできません。

○利用申込み後、やむを得ず利用申込みの取下げが必要となった場合には、必ずこども政策課までご連絡ください。できるだけ早い時期に取上げていただくことにより、他の保育所等の利用をお待ちになっている（待機されている）方をご案内することができます。貴重な利用枠ですので、ご協力をお願いします。

○保育の必要性が認められる場合でも、施設の受入可能人数を超過している場合は、希望する施設いずれも利用できない場合があります。（利用保留）

○利用保留となった場合は、利用申込みの取り下げをされない限り、給付認定の有効期間内に限り当年度末までは継続して毎月利用調整を行いますので、改めて利用申込みをする必要はありません。

※ 利用の決定がされないまま給付認定期間が終了した後、引き続き保育所等の利用を希望される場合は、改めて利用申込みが必要です。

○利用申込みをするお子さんのきょうだいに保育料の滞納がある方は、必ず支払いを済ませてください。

○障害がある、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、利用申込みの前にこども政策課までご相談ください。

【長与町外の保育所等の利用について】

○長与町外の保育所等を希望する場合も長与町に申込みをしてください。申込締切日やその他必要書類を事前に希望施設のある市区町村に確認の上、該当市区町村の申込締切日1週間前までに申込みをしてください。

○施設入所の利用調整は希望施設のある市区町村で行います。当該市区町村での申込みや施設の状況によっては利用をお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

○入所期間は当該年度末または利用の有効期間までとなります。利用要件に該当し、次年度も継続して利用希望される場合は、次年度の利用申請受付期間に改めて利用申請をする必要があります。利用調整の結果、継続して利用できない場合もありますのでご了承ください。

【ならし保育について】

○お子さまが新しい環境・集団生活にスムーズに慣れていくために、状況を見ながら保育時間を数時間から徐々にのばしていく短時間での保育（ならし保育）を実施している施設もあります。実施の有無、保育時間、期間等、詳細については、事前に施設に確認してください。

【利用期間について】

○保育所等を利用できる期間は、「利用決定通知書」の利用期間内となります。

利用期間が終了した場合は、退所となります。

（例）「妊娠・出産」で利用される方が、利用期間を経過した場合
「求職活動」で利用される方が、期間内に就労しなかった場合

○利用期間内で保育所等を利用中の方でも、保育の必要性の事由のいずれにも該当しなくなった場合は退所となります。

（例）「就労」で利用中の方が退職した場合

○「休園」は、できません。長期欠席（2 か月を超えない期間）する場合も保育料を納付していただく必要があります。

【転園について】

○年度初め（4月入所）の利用に限り、申込みすることが可能です。

※ 転園が決定した場合は、元の施設に戻ることはできません。

※ 育児休業中の転園は、できません。

○年度途中に、他保育所等に転園することは原則認められません。

【退所について】

○退職した場合等、家庭でお子さんの保育が可能になり、「保育の必要性」がなくなった場合や、町外に転出する場合は、退所となります。退所予定月の前月20日までに「退所届」をこども政策課まで提出してください。

○町外に転出する場合は、今までと同じ施設に通う予定であっても、「退所届」の提出が必要です。（転出先の市区町村で改めて利用の申込みをしてください。）

○2 か月を超えて欠席をする場合は退所となり、「退所届」の提出が必要です。

何らかの事情により長期欠席をする際は、在園している施設またはこども政策課までお知らせください。

12. 認可保育施設一覧

	施設名	所在地及び電話番号	定員	対象年齢	園庭開放日	延長保育の時間及び料金
公立	高田保育所	高田郷 2047 番地 3 TEL：856-2333 (ふれあいセンター付近)	90 人	3 か月以上児～	毎週 水曜日 10:00～11:30	7 時～8 時, 16 時～19 時 200 円/1 時間 保育短時間利用の場合のみ
私立	長与保育園	嬉里郷 675 番地 TEL：883-2538 (長与町役場付近)	150 人	5 か月以上児～	第 1、3 土曜日 10:00～11:00	7 時～8 時, 16 時～19 時 200 円/1 時間 保育短時間利用の場合のみ
	めぐみ保育園	吉無田郷 2030 番地 10 TEL：883-3466 (長与駅付近)	160 人	5 か月以上児～	第 2、4 土曜日 10:00～11:00	7 時～8 時, 16 時～19 時 200 円/1 時間 保育短時間利用の場合のみ
	のぞみ保育園	三根郷 53 番地 100 TEL：883-1040 (長与ニュータウン内)	70 人	5 か月以上児～	毎週 土曜日 10:00～11:00	7 時～8 時, 16 時～19 時 200 円/1 時間 保育短時間利用の場合のみ
	わかば保育園	嬉里郷 1142 番地 1 TEL：883-4906 (じげもん長与付近)	160 人	5 か月以上児～	毎週 土曜日 10:00～11:00	7 時～8 時, 16 時～19 時 200 円/1 時間 保育短時間利用の場合のみ
	道の尾保育園	高田郷 83 番地 5 TEL：856-0970 (道の尾駅付近)	120 人	5 か月以上児～	第 2、4 土曜日 10:00～11:00	7 時～8 時, 16 時～19 時 200 円/1 時間 保育短時間利用の場合のみ
	あじさい保育園	吉無田郷 1221 番地 155 TEL：883-8853 (サニータウン内)	90 人	3 か月以上児～	第 1、3 土曜日 10:00～11:00	16 時～19 時 200 円/1 時間 保育短時間利用の場合のみ
	堂崎の里 ひかり保育園	岡郷 3049 番地 39 TEL：883-8855 (堂崎公園内)	53 人	3 か月以上児～	毎週 水曜日 10:00～11:30	・保育短時間利用の場合 16 時～18 時 ・保育標準時間利用の場合 18 時～19 時 200 円/1 時間
	おおとり保育園	北陽台 1 丁目 3 番地 1 TEL：883-7747 (ビューテラス北陽台内)	80 人	5 か月以上児～	園へ お尋ねください	・保育短時間利用の場合 7 時～8 時, 16 時～19 時 300 円/1 時間 ・保育標準時間利用の場合 18 時～19 時 200 円/1 時間
	上長与こども園	吉無田郷 1489 番地 94 TEL：883-4035 (長与ニュータウン内)	90 人	6 か月以上児～	毎週 月～金曜日 10:00～16:30	・保育短時間利用の場合 7 時～8 時, 16 時～19 時 ・保育標準時間利用の場合 18 時～19 時 450 円/1 日
	認定こども園 あやめ幼稚園	嬉里郷 855 番地 TEL：883-2647 (マルキョウ長与店裏)	60 人	6 か月以上児～	毎週 火・木・金曜日 10:30～11:30	3 号認定（保育短時間利用） 7 時半～8 時半 400 円/回 16 時半～18 時半 200 円/30 分 2 号認定（保育短時間利用） 7 時半～8 時半 200 円/回 16 時半～18 時半 100 円/30 分

認可保育施設以外の保育施設・事業

認可保育施設以外にお子さんのお預け先として、下記のような保育施設・事業があります。

ご利用については各利用希望施設にお問い合わせください。

○一時預かり（一時保育）事業

保育施設を利用していないご家庭で、週に 1、2 日程度の勤務、疾病、出産、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により、一時的に保育が必要なお子さんを保育施設でお預かりしています。

【事業実施施設について】

施設名	高田保育所	堂崎の里 ひかり保育園	おおとり保育園	上長与こども園
所在地	高田郷 2047 番地 3	岡郷 3049 番地 39	北陽台 1 丁目 3 番地 1	吉無田郷 1489 番地 94
および	(ふれあいセンター付近)	(堂崎公園内)	(ビューテラス北陽台内)	(長与ニュータウン内)
連絡先	TEL:856-2333	TEL:883-8855	TEL:883-7747	TEL:883-4035

【ご利用について】

対象年齢等は以下のとおりです。

対象年齢	利用料金 (1 日あたり)	食費	利用日数 (1 月あたり)	申込方法
1 歳～3 歳未満児	2,200 円	300 円	12 日間まで	実施している保育所等にお問い合わせください。
3 歳以上	1,200 円			

※上長与こども園ご利用の場合、上記の限りではありません。詳細は、園にお尋ねください。

※ ご利用の際は、事前に利用登録が必要です。利用希望施設に直接お申込みください。

(高田保育所での利用を希望される場合のみ、こども政策課で申請を受け付けています。)

※ 利用登録できる施設は 1 か所のみです。複数施設で利用登録することはできません。

※ 利用の際は、事前に施設と利用希望日の日程調整を行い、持ち物等の確認をしてください。

○認可外保育施設

県の認可を受けていない、保護者に代わって保育を行う施設です。

施設名等	所在地	電話番号	対象年齢
フレンド Kids Land	高田郷 940 番地	883-6550	6 か月以上～幼稚園就園前（フレンド幼稚園入園が前提）
もりのほいくえん (企業主導型保育所)	吉無田郷 1578 番地	887-3600	5 か月以上児～2 歳(要望に応じて小学校就学前まで可)
キッズライン 徳永 (ベビーシッター)	嬉里郷 866 番地	(070) 5302-2008	キッズラインのホームページ (https://kidsline.me/) で確認されるか、お電話でお尋ねください。

【ご利用について】

利用希望施設に直接お申込みください。

○ファミリーサポートセンター

習い事など保護者のリフレッシュや冠婚葬祭、ごきょうだいの学校行事への参加など子ども連れでは外出が難しいとき、お子さんのお世話を一時的に有料でおこなう住民参加型のたすけあい活動です。

子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と、お手伝いをしていただける方（協力会員）がそれぞれファミリーサポートセンターの会員になり、センターは会員さん同士の仲介をおこなっています。

利用会員、協力会員とも、入会申請が必要です。

○対 象：生後3か月～小学校6年生以下のお子さん

○登録料：無料

○利用料

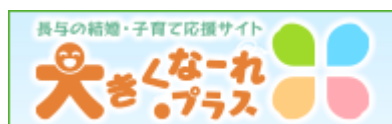
通 常（7：00～19:00）	1 時間当たり	7 0 0 円
上記以外（早朝・夜間）	1 時間当たり	8 0 0 円
土・日・祝日 年末年始（12/29～1/3）	1 時間当たり	9 0 0 円
病後児の場合	1 時間当たり	9 0 0 円

※詳しくは下記にお問い合わせください。

お問い合わせ 長与町社会福祉協議会 883-7760

長与町の子育てに関する情報をたくさん掲載しています！

サイトは下記QRコードからご覧になれます。



ホームページ



LINE

